

「福島県の国民の保護に関する計画」の変更理由概要

- 1 国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
 - (1) 避難施設等の指定に当たっての留意事項に地下施設の指定を配慮することを加えた。
 - (2) 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による武力攻撃災害への対処において、モニタリングの実施、ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限は、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例によることとした。
 - (3) 平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを追加。
 - (4) 訓練の実施において、様々な場所、想定で様々な情報伝達手段を用いた実践的な訓練を行うこととした。

- 2 統計資料の時点修正
 - (1) 人口の推移、高齢者等要配慮者の人口推移
国勢調査報告書福島県（総務省統計局）
平成22年10月1日現在 → 平成27年10月1日現在
 - (2) 在留外国人数の推移
福島県情報統計総室情報統計課公表資料
平成27年12月末日現在 → 平成29年12月末日現在

- 3 誤記の修正
いわき地区の油槽所、化学工場及び火力発電所等の事業所数の修正
誤 16事業所 → 正 17事業所